

電気用品安全法の技術基準解釈の整備方針について

電気用品安全法の技術基準は、平成25年（2013年）7月に技術基準の体系見直しによる改正（いわゆる「性能規定化」）が行われ、平成26年（2014年）1月に施行されました。

技術基準の性能規定化が実施された背景は、改正前の技術基準体系が、「国が品目毎に寸法、形状などの詳細を定める、いわゆる“仕様規定”であり、柔軟性に欠けることから、日々進化する技術・新製品や、国際的な規制動向等に対して、迅速に対応できない」という課題に対して、技術基準を性能規定化し、材料の規格、数値等の詳細については、事業者自らが技術基準への適合性を判断できる仕組みとすることが目的とされています。

一方で、事業者の自由度が大きくなることから、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まるとされています。

このように、性能規定化された技術基準への適合性を自ら証明するいわゆる自己適合証明を原則としつつ、事業者が性能規定化された技術基準を満たす目安（解釈通達）として、当分の間、性能規定化前の技術基準省令を仕様規定として、国が示すこととするが、今後は、民間が中心となって作成したJIS等公的規格を、積極的に技術基準の解釈（整合規格）として活用していく方針となっています。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics/seinoukiteika/131205_art1.pdf

さらに、整合規格が整備された段階で、国が発行した解釈通達を整合規格（解釈別表第12）に一本化するという方針も技術基準の性能規定化と同時に示されています。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics/seinoukiteika/131205_art2.pdf

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics/seinoukiteika/140630_art2-1.pdf

この解釈別表第12への一本化に係る検討の中で、現在、JIS等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できていない等の課題が顕在化している状況を解決し、2028年度を整合規格整備の期限とする方針が、2025年3月21日の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会で示されました。

→ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/017.html（資料2の4．参照）

どのように整合規格を整備していくかといった具体的なアクションシートは、今後、公開されると思われます。また、整合規格の整備にあたり、当初の目的であった「新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施すること」が理解されていないといった課題もあることから、2025年度は、リスクアセスメントに資するマニュアル整備を実施することが示されました。

アクションシート等の情報が公開されたときに、より詳細について、今後もJET NEWSでご紹介させていただきます。

【お問い合わせ先】

（一財）電気安全環境研究所

電気製品安全センター

E-mail: center@jet.or.jp

